

地方独立行政法人を北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の適用対象とすることについて（答申）

平成18年7月

北海道情報公開・個人情報保護審査会

## 答申に当たって

北海道情報公開・個人情報保護審査会は、北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例に基づく不服申立ての審議や両条例の運営に関する事項の調査審議、また、情報公開制度又は個人情報保護制度の在り方について審議を行うことを目的として、平成17年4月に知事の附属機関として設置された。

北海道情報公開条例は平成10年4月に、北海道個人情報保護条例は平成6年10月にそれぞれ施行され、数度の改正を重ねて現在に至っているが、当審査会は、平成18年5月10日に、知事から、北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の実施機関である札幌医科大学が、平成19年4月1日より地方独立行政法人として設立されることに伴い、両条例における地方独立行政法人の位置づけについて諮問を受け、審議を重ねた結果、ここに答申を出すに至ったところである。

この答申は、地方独立行政法人に係る情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な取扱いを確保することを目的として、地方独立行政法人を北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の実施機関に加えることを検討し、取りまとめたものである。

今後、道がこの答申の趣旨を十分踏まえて、速やかに条例改正に取り組み、道の情報公開制度及び個人情報保護制度が更に充実したものとなることを期待するものである。

平成18年7月3日

北海道情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 中 山 博 之

## 目 次

地方独立行政法人を北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の適用対象とすることについて . . . . .	1
---	---

### 参考

1 北海道情報公開・個人情報保護審査会の審議状況 . . . . .	3
2 北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿 . . . . .	3

地方独立行政法人を北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の適用対象とすることについて

地方独立行政法人を北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の適用対象とすることとし、条例上の実施機関に加えることが適当である。

(説明)

地方独立行政法人とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

地方独立行政法人制度は、地方公共団体の自主的な判断に基づき、地方公共団体とは別の法人格を有する団体を設立し、自立かつ弾力的な業務運営を行うことにより、業務の効率性やサービス水準の向上を図ることを目的とした制度であり、道においては、札幌医科大学が平成19年4月より地方独立行政法人化されることが予定されている。

地方独立行政法人は、地方独立行政法人法に基づき、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要がないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人である。

また、地方独立行政法人法では、地方独立行政法人に出資することができるのは地方公共団体でなければならないこと、設立の際には地方公共団体の議会の議決を経て定款を定めなければならないこと、法人の代表者である理事長は知事が任命すること等について定めており、これらのことから、地方独立行政法人は、地方公共団体の機関であったものを移行して設立されるものであり、実質的に地方公共団体の一部としての性格を有するものと考えられる。

さらに、地方独立行政法人は、その公共性の高い事務及び事業を適正かつ効率的に運営する責任及びその諸活動を住民に明らかにする責任を有するものであることが、地方独立行政法人法において示されていることから、地方独立行政法人は、住民に対し業務状況等を積極的に公開し、また、その保有する個人情報の適正な取扱いを行う必要があるものとする。

地方独立行政法人の情報公開については、地方独立行政法人法の規定に加え、「地方独立行政法人法案に対する附帯決議（平成15年7月1日参議院総務委員会）」及び「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の公布について（平成15年7月17日総行第86号総務省通知）」において、地方独立行政法人の設立団体が、当該法人の性格及び業務内容に応じ所要の規定整備を行う等適切に対応をする必要性が示されている。

道が設立する地方独立行政法人は、その公共性の高い事務事業の積極的な公開が求められており、開かれた道政を一層推進する目的で道が進める情報公開制度の一端を担う必要があることから、道は、地方独立行政法人を、北海道情報公開条例の適用対象とすべきである。

地方独立行政法人の個人情報保護については、地方独立行政法人法の規定に加え、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第11条第2項において、「地方公共団体は、その

設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない」と定められている。

道が設立する地方独立行政法人は、その保有する個人情報の適正な取扱いが求められており、個人の権利利益を保護するとともに公正で民主的な道政の推進を目的として道が進める個人情報保護制度の一端を担う必要があることから、道は、地方独立行政法人を、北海道個人情報保護条例の適用対象とすべきである。

地方独立行政法人を北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の適用対象とした場合、地方独立行政法人が行う開示請求等に対する決定については、政府による独立行政法人制度の検討委員会において、独立行政法人が行う開示・不開示等の決定を行政庁の処分とし、開示・不開示等の決定に対する不服については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）が適用されることとする見解が示されていることなどを踏まえると、実施機関と同様の取扱いができるものと考えられる。

なお、地方独立行政法人が行う開示請求等に対する決定への不服申立てについては、上級行政庁は存在せず、また、地方独立行政法人が自らの責任において開示決定等を行うものであるため、地方独立行政法人に対する異議申立てになると考えられ、その場合においては、第三者的立場からの評価を踏まえて判断することにより、より客観的で合理的な解決を行えることから、実施機関と同様に「北海道情報公開・個人情報保護審査会」を諮問機関とすることが適当である。

これらのことを踏まえ、道は、地方独立行政法人を北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の適用対象とすることとし、条例上の実施機関に加えることが適当である。

## 参 考

### 1 北海道情報公開・個人情報保護審査会の審議状況

日 程	審 議 内 容
5月10日	・知事から審査会への諮問 ・第一部会へ付託
5月19日	・審議 「地方独立行政法人を北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の適用対象とすることについて」 ・実施機関に地方独立行政法人を加えることについて ・対象公文書について ・開示請求等に対する決定について ・不服申立てについて ・罰則について
6月15日	・答申素案について審議
6月30日	・答申案審議
7月3日	・答申

### 2 北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名 等	備 考
織 田 有基子	北海学園大学法学部教授	
白 取 祐 司	北海道大学大学院法学研究科教授	
竹 田 恒 規	北星学園大学経済学部経済法学科講師	
田 端 綾 子	弁護士	
中 山 博 之	弁護士	会長
新 山 一 範	北海学園大学法学部教授	
本 城 孝 一	弁護士	副会長
村 川 亘	道都大学共通教育学部教授	
八 木 弘 樹	弁護士	
吉 川 正 也	弁護士	